

令和 2 年千葉市教育委員会会議
第 2 回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和2年千葉市教育委員会会議第2回定例会会議録

日時 令和2年2月12日(水)

午後2時00分開会

午後2時32分閉会

場所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 磯野 和美
委 員 中野 義澄
委 員 和田 麻理
委 員 千葉 雅昭
委 員 藤川 大祐

出席職員

教 育 次 長	神崎 広史	教 育 指 導 課 長	鶴岡 克彦
教 育 総 務 部 長	布施 俊幸	教 育 支 援 課 長	木内 克英
学 校 教 育 部 長	伊藤 裕志	保 健 体 育 課 長	古山 智和
生 涯 学 習 部 長	潮見 尚宏	教 育 セ ン タ ー 所 長	石川 英明
中 央 図 書 館 長	安部 浩成	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	千葉 直敏
総 務 課 長	南 久志	生 涯 学 習 振 興 課 長	中島 千恵
企 画 課 長	古屋 朗子	文 化 財 課 長	滝田 希成
教 育 職 員 課 長	柳橋 伸彦	生 涯 学 習 振 興 課 担 当 課 長	君塚 常行
教 育 給 与 課 長	松永 信隆	総 務 課 課 長 補 佐	渡邊 直子
学 校 施 設 課 長	森永 成	総 務 課 総 務 班 主 査	金井 昌樹
学 事 課 長	山下 敦史		

書 記 総 務 課 主 任 主 事 安藤 俊介 総 務 課 主 任 主 事 松元 秀之

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
過半数の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より和田委員を指名
- 4 会期の決定
令和2年2月12日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和元年第12回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
報告事項（4）を非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項（1）令和2年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者選抜について
鶴岡教育指導課長より報告があった。
報告事項（2）令和元年度千葉市教育研究奨励賞について
鶴岡教育指導課長より報告があった。
報告事項（3）令和2年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について
木内教育支援課長より報告があった。
報告事項（4）千葉市教育委員会いじめ等対策及び調査委員会による報告書について
木内教育支援課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第5号 令和3年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考の日程について
木内教育支援課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
 - (4) 発言の要旨
報告事項（1）令和2年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者選抜について
磯野教育長 報告事項（1）「令和2年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校

入学者選抜について」、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 教育指導課です。よろしくお願いします。

報告事項(1)「令和2年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者選抜について」、報告いたします。資料の1ページをご覧ください。

1の選抜日程ですが、令和2年1月25日に検査を実施し、1月31日に選抜結果の発表を行いました。

2の志願者数・志願倍率、受検者数・受検倍率は、表のとおりであります。志願者数の合計は651名、志願倍率は8.1倍であり、志願者は前年度より48名増となりました。

別紙にて、平成19年度選抜から令和2年度選抜までの志願者数、志願倍率の状況を記載しておりますので、ご参照ください。

3の検査内容ですが、適性検査Ⅰ・Ⅱを45分ずつ、面接を行いました。検査内容、時間とも昨年度と同様で、適正検査Ⅰでは文章や図・表・データの内容を的確に読み取り、分析したり、文章で表現したりする力を見ました。また、適正検査Ⅱでは、自然科学的、数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断し、的確に表現する力を見ました。

さらに、面接では将来の進路に対する目的意識、学ぼうとする意欲、聞く力・話す力等を見ました。

4の選抜方法ですが、小学校等の校長の作成した報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類審査、適性検査の結果、面接の結果を資料とし、志願者の能力、適正、意欲等を総合的に判定して入学者の選抜を行いました。

なお、稲毛高等学校附属中学校の入学者選抜情報は、教育委員会教育指導課のウェブサイトで公表しております。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

和田委員。

和田委員 ご説明ありがとうございました。

確約書提出数についてお伺いしたいのですが、今年度、特に男子が40名中、33名しか確約書を提出していないということで、今までの中では低めかなと思うのですが、そういう傾向にありますでしょうか。または、何か原因のようなもの考えられれば教えてください。

鶴岡教育指導課長 特に調査等しておりませんが、ここ数年を調べてみたところ、やはり少し多めだというような状況ではあります。おそらく、国

立や私立に行った子たちと思われる人数が、今年は特に多かったのかと思うところであります。

中野委員 関連するんですけども、これだけ女子のほうが確約書提出が多いということは、それだけここに入りたいという人がたくさん来ているのかなと思うんですけども、あと、倍率も女子と男子では、やっぱり女子のほうが高く、実際に入ってから男女の成績の差があるのかどうか。

それから、中学校から行った生徒さんと、高校から入ってきた生徒さんとの力の差はあるんでしょうか。その2つを教えてください。

鶴岡教育指導課長 大変、申し訳ございません。入ってからの成績については詳細を把握しておりませんので、後ほどご報告させていただきたいと思っております。

あと、内進生、外進生という言い方で呼んでおりますが、中学から入った子、そして高校から入った子、実は中学校の段階で高校のカリキュラムを少し行うがために、若干内進生、外進生との違いは出てくるというのは正直なところでございます。ただ、それがために内進生が必ずしも優れているというわけではございません。

磯野教育長 そのほかどうですか。よろしいですか。
(「はい」という声あり)

報告事項(2) 令和元年度千葉市教育研究奨励賞について

磯野教育長 報告事項(2)「令和元年度千葉市教育研究奨励賞について」、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 報告事項(2)「令和元年度千葉市教育研究奨励賞について」、ご報告いたします。資料の3ページを御覧ください。

本市では、教職員研修の充実と資質向上のため、教科、学年・学級経営、校内研修、道徳、学校給食、学校事務等15分野において、研究実践活動が特に顕著な者に、独自に千葉市教育研究奨励賞を授与し、今後の研究・実践活動の充実発展と、全教職員の研究奨励を図っております。

この賞は、昭和36年に設けられたもので、今年度で59回目を迎えております。2月4日の授賞式において受賞者に表彰状を授与いたしました。

選考に当たっては、これからの千葉市の教育を創造し、リード

していくことができる教職員の育成が急務であることや、若年層教職員の模範となるような人物を表彰することを主眼として、各種研修会等での具体的な教育実践や学年・学級経営の実績等を幅広く評価し、千葉市教育の発展に寄与できる教職員を選考いたしました。また、県教育奨励賞及び文部科学省優秀教員表彰の候補者につきましては、これまでの本市教育研究奨励賞受賞者から推薦しております。

今年度の本市教育奨励賞受賞者の平均年齢は43.8歳、ちなみに昨年度は44.0歳でございましたので、昨年度と同程度になっております。若年層教員が増大している中、ベテランが持つ教育財産を継承していく必要があります、実践的指導力のある人物の役割が重要になっております。

今回の受賞者は、いずれも現場で研究を推進している人物ばかりであり、これを機会に受賞者がこれから5年、10年後にそれぞれの研究分野で中心になって活躍することを期待するものであります。

この顕彰制度により、千葉市全体の教職員の研究意欲が向上し、千葉市教育のますますの充実、発展につながるものと考えております。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。
よろしいですか。

(「はい」という声あり)

報告事項(3) 令和2年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について

磯野教育長 報告事項(3)「令和2年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について」、教育支援課長、説明をお願いします。

木内教育支援課長 教育支援課でございます。よろしくお願ひいたします。資料の5ページを御覧ください。

報告事項(3)「令和2年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について」説明いたします。

昨年12月2日(月)から4日(水)まで願書の出願受付を行い、その後12月11日(水)から13日(金)までの志願変更期間を経て、入学志願者数等が確定いたしました。

1、志願状況につきましては、募集定員32名に対して、志願者数51名、倍率は1.59倍でした、男女別志願者数につきましては資料を御覧ください。

2、検査については、県立の高等特別支援学校の入学者選考検査と同一日程で実施しました。具体的には、令和2年1月15日（水）及び16日（木）に入学者選考検査を実施し、令和2年1月23日（木）に入学者選考候補者として、男子21名、女子11名の32名を発表しました。なお、前日までに2名が志願の取り消しをしたので、実質倍率は1.53倍となりました。

入学者選考検査の内容は、2-(2)検査の内容、(3)選考方法にありますように、作業能力検査・学力検査・運動能力検査・面接で実施し、志願者の適性、意欲等を総合的に判定しています。

なお、入学許可候補者数については、千葉市教育委員会教育支援課のホームページに掲載してあります。

以上で報告を終わります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

今回、これまで以上に志願者の方が多くて、結果的に多くの不合格者を出しているかと思えます。この地域の特別支援学校高等部への入学ニーズというのは増えているのかどうか、あるいは千葉市として担わなければいけないキャパシティというんでしょうか、収容定員というものを有意義に提供できているのかどうかというのが気になるのですが、もし教育支援課で規模とか地域のニーズについて把握していることがあればお知らせください。

木内教育支援課長 資料に、30年度、31年度の受験倍率が、1.43倍、1.34倍、そして令和2年度の受験倍率が、1.53倍となっており、少し増えたり減ったりしながらも、大体横ばいと捉えています。

市立高等特別支援学校の定員につきましては、現有施設、それから設備の制約があることや、受検者の適性を踏まえた選考結果から、当面は32名の定員を維持することが適切であると今のところは考えております。

藤川委員 今のは学校側の問題だと思うのですが、地域のニーズについては、何か捉えていらっしゃるのか教えてください。

木内教育支援課長 それ以上のところは今のところ捉えておりません。

藤川委員 やっぱり、もし本来、千葉市の学校で学びたいという人が学べないということがあれば良くないので、もし今後機会がありましたら、ぜひ地域のニーズも捉えていただければ幸いです。

木内教育支援課長 わかりました。ありがとうございます。

議案第5号 令和3年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者
選考の日程について

磯野教育長 議案第5号「令和3年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考の日程について」、教育支援課長、説明をお願いします。

木内教育支援課長 資料の8ページを御覧ください。

議案第5号「令和3年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考の日程について」ご説明いたします。

次年度も、今年度に引き続き、養護学校高等部及び高等特別支援学校の入学者選考につきましては、県と同一日程で進めていきたいと考えています。

養護学校高等部普通科の入学者選考日は、令和3年2月24日（水）、2月25日（木）のうち、校長が定める日としております。また、高等特別支援学校の入学者選考日は、令和3年1月13日（水）、1月14日（木）としております。追選考日は1月20日（水）です。この日程に合わせ、願書等の提出期間、入学許可候補者の発表及び通知の日程も定めております。

入学者選考要項につきましては、7月の教育委員会会議にてご協議をいただきたいと考えております。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

（「はい」という声あり）

磯野教育長 ご質問もないようですので、議案第5号「令和3年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考の日程について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「はい」という声あり）

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

以上で、公開審議案件に係る審議が終了いたしました。

委員の皆さん、ここまででその他としてご意見、ご質問等、何かございますか。よろしいですか。

（「はい」という声あり）

磯野教育長 次に、報告事項（4）に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては、非公開となりますので、傍聴人の方及びあらかじ

め指定した者以外の事務局職員は退出をお願いいたします。

(傍聴人及びあらかじめ指定した者以外の事務局職員、退出)

磯野教育長 審議を再開します。

報告事項(4) 千葉市教育委員会いじめ等対策及び調査委員会による報告書について

教 育 長 報告事項(4)「千葉市教育委員会いじめ等対策及び調査委員会による報告書について」、教育支援課長、説明をお願いします。

教育支援課長 それでは、説明いたします。

資料、別冊ということになりますが、報告事項、千葉市教育委員会いじめ等対策及び調査委員会による報告書について説明をさせていただきます。

当時、小学校に在籍していた男子児童のいじめ重大事態申立てに対する千葉市教育委員会いじめ等対策及び調査委員会による報告書について、ご報告申し上げます。

なお、本事案については、被害児童生徒及び保護者から公表しないでほしいとの希望が出ているため、非公開での報告となります。

それでは概要をまとめたものを御覧ください。別紙です。

まず、調査開始に至る経緯でございます。

千葉市教育委員会が受理した市内小学校の児童がいじめ及び体罰を原因として転校に至った重大事態であるとの申立書について、千葉市教育委員会いじめ等対策及び調査委員会は、千葉市教育委員会から諮問を受け、調査審議を行いました。

以降は、対策及び調査委員会での話をします。対策および調査委員会では、本重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査及び審議を行うとともに、その結果に基づき必要に応じて、問題の解決を図るための方策及び再発防止策の提言を教育委員会に行うことを目的として、調査及び審議を進めました。

2の申立ての概要についてでございます。

代理人弁護士名で提出された申立書に示されている内容を踏まえ、調査対象とするいじめ事案について児童側に確認をとり、次の4事案につき調査審議することとしました。

いじめ事案1、平成●●年●●月のもので、上級生から追いか

けられるなどした事案でございます。

いじめ事案2、平成●●年●●月のもので、●年生から●●で水をかけられるなどした事案でございます。

いじめ事案3、平成●●年●●月のもので、上級生から追い回されるなどした事案でございます。

いじめ事案4、平成●●年●●月、●年生から暴力を受けるなどした事案でございます。

また、平成●●年●●月に、校長が体罰を行ったとの申し立てがありました。

3、申立て事案に関する認定事案、事実に対する評価でございます。なお、認定事実についての記載は割愛しております。

いじめ事案1についてですが、調査では、本件児童が心身の苦痛を感じているとまで認定できる資料は得られなかったことから、いじめ防止対策推進法上のいじめには該当するとまで言えないものと評価しております。

いじめ事案2についてですが、調査では、本件児童が何らかの心身の苦痛を感じたことが推認できました。したがって、事案2はいじめ防止対策推進法上のいじめに該当するとしております。

いじめ事案3についてですが、調査では、本件児童の心身の苦痛を認定できる資料は得られなかったことから、いじめ防止対策推進法上のいじめに該当するとまで言えないものと評価しております。

いじめ事案4についてですが、調査では、本件児童が心身の苦痛を感じたことが推認できました。したがって、事案4はいじめ防止対策推進法上のいじめに該当するとしております。

校長体罰事案についてですが、調査では、校長による本件行為は、学校教育法第11条但書の「体罰」には該当しないものと考えております。しかし、いきなり足を掴んで本件児童の体勢を修正した校長の行為は、不適切なものであったといわざるを得ないとしております。

4、調査委員会の意見です。

まず、事案2及び事案4と長期欠席及び転校との関連性についてです。

事案4と長期欠席の開始との間には関連が認められないが、欠席の長期化との関連は認められとしております。また、事案4

と転校との関連は認められるともしております。

事案2と長期欠席及び転校との関連性は否定できないが、事案4や校長事案に比して相当小さいものであると認定しております。

続いて、校長事案と長期欠席及び転校との関連性についてです。

校長の本件行為は、本校児童の断続的な長期欠席のきっかけになったという点で、長期欠席と関連があると判断しております。また、校長の本件行為を主たるきっかけとした保護者の学校不信が解消されない中で事案4が発生し、学校不信が一層強いものとなったという点において、校長の本件行為は、本件児童の転校と関連があると判断しております。

続いて、学校側の対応に関する考察と提言です。

全事案とも、他学年の児童が絡んだものであったことから、関係児童からの聴き取りや情報の整理、関係児童の指導は教頭及び生徒指導担当教員が中心となって行っておりました。また、本件児童の担任教員は、本件児童母から連絡帳で状況説明等の記載を受けた際は、対応にあたっておりました。

こうした本件小学校の対応につき、関係教員個人としての確認・事後指導に怠りはないものと判断しております。しかし、本件児童が関わる児童間の衝突が繰り返されたことから見ると、学校側の本件児童及びその保護者への対応は十分とは言い難いとしております。

また、学校側の被害児童の保護者への対応は報告が中心であり、保護者と教員が十分に議論を行い、問題意識を共有した上での対応になっていない点において課題が存在していたともしております。

さらに「いじめ問題対策委員会」は生徒指導特別支援委員会と同じ構成員で、かつ同時に行われており、議事内容の区別はなされておりました。このことは、「いじめ問題対策委員会」が「組織的対応の実施」というその機能を発揮できなかった一つの要因になったと判断しております。

本件児童父母への対応の在り方についても、学校は初期のころより被害児童父母の考えに配慮した対応を行う必要があったとしております。

こうした学校側の対応への提言として、教員一人ひとりの個

人の指導力のみならず、学校という組織の指導力を生かすため、校内における「いじめ問題対策委員会」の機能を十分発揮させることを提案することを挙げております。

さらに、そのためには、同委員会の位置付けや役割を明確にした上で同委員会での議論を行うこと、事案についての見立てを共有した上で組織(学校)としての方針・各教員の役割分担を決定すること、各教員はそれにしたがってそれぞれの役割を果たすことを提案しております。

加えて、保護者の話を聞くと同時に、学校としての見立て、方針、意見等も保護者に提示し、学校と保護者が問題意識を共有し、協働して問題解決や支援を図るために、学校と保護者が同席して直接的に話し合う場を継続的に設定することを提案しております。

最後に、千葉市教育委員会の対応に関する考察と提言です。

教育委員会の対応は迅速であり、必要な対応はなされていたものと評価しております。

提言として、教員による不適切な指導を防止するために、教員の意識啓発のための措置を講じるよう努めることを要望しております。

現在、対策及び調査委員会による調査を実施した事案の公表については、公表のためのガイドラインを作成しているところでありまして、来年度の適用に向けて準備を進めております。

教 育 長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

委 員 員 ご説明ありがとうございます。

これは教育支援課に関わってくるのかどうか分かりませんが、この校長の行為についてはどのように評価をされており、また、処分等は検討されているのかどうかについて伺いたいと思います。

教育支援課長 訴えのあったいじめ事案の期間中に校長の行為があり、校長の行為の後から子どもが欠席をするようになっていったということで、委員がおっしゃるように、欠席が校長の行為の後から誘発されてきたということ。

ただ、報告書にはこの校長の行為以前の事案が全く関係ないということは書かれておらず、校長の行為の後のいじめ事案については、関係がとても強いということで欠席との関わりが出ていますが、校長からのを数えると41日と数えているということな

んです。ただ、先ほど言ったように校長の行為以前のいじめ事案との関係も全くないわけではないことも書かれています。

学校教育部長 校長については、これは不適切な指導ということで、嚴重注意は行っております。

委員 もうされているんですか。

学校教育部長 はい。

委員 分かりました。

では、2ページの4の(1)のところですが、事案4については、長期欠席の開始との間には関連が認められないと、この資料では書かれてあるんですけれども、今のお話ですと、長期欠席が続いたことについては関連を認められているというふうに報告書では言われているんでしょうか。

教育支援課長 関連が認められるとまでは書かれていないのですが、関連がないというふうには書かれていません。

委員 報告書がどうも因果関係について、どういうふうに書かれているのか判然としないという印象を持ちました。それでいいのかどうか、私は疑問です。

以上です。

委員 ちょっと教えていただきたいのですが、いじめ問題対策委員会と生徒指導特別支援委員会の区別が、あまりはっきりしていなかったということで、当該校の場合は同じ構成員で同時に行われていたということなんですけれども、ほかの学校でもやはり同じように、同じ構成員であまり区別なく設置されているものなんでしょうか。

教育支援課長 学校によって、また、学校の規模によって違うと思います。どうしても似たような、生徒指導面から来るもの、ほかのことから来るもの、いろいろなものが重なり合っていることもありますので、学校としては生徒指導部会が定期的に行われているとすると、その続きで行っているようなところもあるかと思いますが、そうすると人数が少なければ同じようなメンバーになります。

ただ、その事案事案によって、誰が入るかというのは少しずつ変わって来たりすることもありますし、内容によってはスクールカウンセラー等が入って来たりするというような形で行われているのが主流だと考えております。

学校教育部長 本来であれば、このいじめ問題対策委員会と生徒指導特別支援委員会は別個のもので設置しないといけないと考えます。

ただ、学校は当初、上級生と下級生のトラブルという形の中で、生徒指導特別支援委員会で検討してきたところ、なかなかいじめと認定するような要素はなかったこともあり、長期化してしまったというような状況があります。

委員 そうすると、同じ構成員で同時に開催されているということも、あながちそれが悪いこととも言えず、ケースバイケースというようなことですね。

学校教育部長 本当にいじめと断定されて、重大な事案であれば別個にそれは行うべきで、学校の中でそれだけ時間が取れるかということはあるんですけども、本来は別個のものとしてきちんと対応すべきものだとは考えています。

委員 分かりました。

委員 今のお話なんですが、では本件に即して考えたときに、この2つの委員会を別個に設けていて、別個にきちんと議論していれば、この問題は防げたのかということと必ずしもそうは言えないと思うんです。つまり、やっぱり上級生が下級生に対して何らかの行為をするというのは、まずは生徒指導案件として学校では持ち上がってくるはずで、これは法的にはいじめにも該当するという種類のものですよね。そうすると、生徒指導特別支援委員会で、いじめに関しても適切に対応がなされていけば、十分に対応はできたはずで、この調査委員会のご意見で一体どうすればこれほどまでの被害を防げたのかについて、この組織としての対応の在り方についてという説明は、どうも合っていないんじゃないかと思うんですが、もし何か補足があれば教えてください。

調査委員会のもので、課長さんから伺うべきじゃないかと思いますが。

学校教育部長 非常に難しい案件というのか、今回の案件でお話しすると、被害を受けたお子さんの側も、上級生に対して乱暴な言葉遣い、言動があり、そういう中で上級生がこういう行為に及んだというような状況があります。

そういった中で、当初は学校とすると被害を訴えたお子さんと、それから上級生との間で仲直りという生徒指導上の案件として取り組んでいたんですけども、保護者の方がどうしてもそれでは納得がいかない、調査委員会に諮ってほしいという要望もあり、この調査は行われたということでございます。

そこが、単に被害、加害という事案ではないというところが非

常に苦慮したところです。

9 その他

- (1) 第1回臨時会は、3月6日 金曜日 午後2時から、第3回定例会は第3水曜日の3月18日 水曜日 午後2時からとした。

10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言